

第19回甲府家庭裁判所委員会議事概要

- 1 日時 平成24年6月22日（金）午後2時45分から午後4時55分まで
- 2 場所 甲府家庭裁判所大会議室
- 3 出席者

（委員・五十音順）

石川委員，今井委員，片山委員，窪田委員，須藤委員（委員長），内藤委員，
中澤委員，比佐委員，古屋委員

（甲府家庭裁判所）

田川首席調査官，小磯首席書記官，原田次席調査官，天野事務局長，澁川事務局長次長，高村総務課長（進行役），金子総務課課長補佐，清水庶務係長（書記），平賀事務官（書記）

4 議事等

- (1) 新任委員の紹介
- (2) 本日のテーマ（少年審判と少年へのサポートについて）及び進行について－別紙「意見交換等の概要」1のとおり
- (3) 説明「少年審判と少年へのサポートについて」－別紙「意見交換等の概要」2のとおり
- (4) 意見交換－ビデオ「少年審判」を見て 別紙「意見交換等の概要」3のとおり
- (5) 説明「少年友の会の活動について」－別紙「意見交換等の概要」4のとおり
- (6) 意見交換－別紙「意見交換等の概要」5のとおり

5 次回委員会の期日

欠席の委員のご都合を聞いた上で，平成25年1月24日（木），31日（木）のいずれかで行うこととした。

(別紙)

意見交換等の概要

(発言者 ■：委員長，○：委員，□：説明者)

1 本日のテーマ及び進行について

- 本日は、家庭裁判所で扱う家事事件と少年事件という大きな二つの分野のうち、少年事件の中でも「少年審判と少年へのサポート」をテーマとする。まず、少年審判手続の概要を説明させていただき、それからビデオ「少年審判」を御覧いただく。その上で少年審判について意見交換を行うこととしたい。また、少年友の会の活動についても少年友の会の会員から説明していただく予定である。

2 説明－「少年審判と少年へのサポート」について

- (小磯首席書記官) 以下の項目について、別添のスライドに基づいて、その概要を説明
 - (1) 少年事件の処理の流れについて
 - (2) 少年に対する調査官の果たす役割
 - (3) 少年の処遇について

3 意見交換

- 先ほどのビデオを御覧になって、どのような感想を持たれたか。
- 付添人として保護者の代わりに出席することもあり、また、ビデオの事例と異なり、非行事実自体を争い、「非行事実なし」の決定となったこともあった。少年事件は実に範囲が広いという印象がある。そのうち、付添人ができることは一部であり、付添人の役割には限界がある。
- ビデオの例のように少年が心情を吐露するようになるまでには大変だろう。
- 理想としては家庭で更生するのがよいと思うが、家庭に能力があるかどうか

かが重要だと思う。家庭がしっかりしていれば家庭に戻すのがよいが、そうでない場合は少年院に入ることになるのか。

□（田川首席調査官） 身柄付き事件である場合の保護者は、夫婦不和など保護者に問題がある家庭や一人親家庭で経済的に問題がある場合が多いが、原則4週間で結論を出すのは難しい。しかし、すべて環境を変えて少年院で矯正し直すかというとはそうではなく、保護観察所で観察官や保護司に関わってもらい例もあり、家庭に問題がありそれが解消しない場合イコールすべて少年院ではない。在宅の中で解決を図ることもある。

甲府の場合も年齢が低い中学生の非行が多く、専門機関である児童相談所の指導を受けてもらうこともある。家族のカウンセリングをするなど、家庭の問題を改善して行って少年の立ち直りにつなげていくこともある。

○ 少年にとって家庭にいない方がいいと判断された場合はどうするのか。少年院送致となるのは罪が重い場合のように思うがそうではないのか。

□（田川首席調査官） 後半のサポートのテーマになると思うが、家庭の状況により、裁判所に登録している民間の施設に委託し、少年はそこに一定期間生活の場を移して、その間に家庭の調整をし、少年には新しい人間関係を作ってもらい補導委託という制度もある。

■ 補導委託制度、また、非行とはまた別に、身柄を児童相談所に預けて親権の一時停止など多様なメニューを用意している。少年院に行った結果、出てきてからかえってそれを吹聴して、悪くなってしまう場合もあり、悩ましい面もある。

○ どのようなパターンが一番その子に合うのか、更生の可能性あるかを考える。非行性が進んでいなければ少年院送致とまではならないが、事件とのかねあい、何度か更生のチャンスを与えても非行を繰り返すような場合、資源がなく他に方法がなければ施設において教育していくことになる。

○ ビデオの例の両親は、子どもに対し優しくだったが、今問題となっているほっ

たらかしの親の場合、フォローはどうするのか。

□ (田川首席調査官) 家庭裁判所の調査で、親が経済的に困窮しているような場合は、福祉の公的窓口を紹介したりしている。それでも現実的に動けない親については、児童相談所なり保護観察所なりへ、このような課題がありますということを伝えて、バトンタッチし対応していただくことになる。

■ 経済問題が絡むと裁判所だけではどうにもならないこともある。よく言われることであるが行政組織は縦割りで円滑にいかないこともある。

○ 事件を起こす前に親は何をしなければならないか。気持ちを聞いてくれる人、寄り添ってくれる人、親、教師、地域の人、まずはそういう人たちがいなければならない。小学生のうちから命の勉強・授業を積極的にしてほしい。

○ ビデオは恵まれている例だと思う。家事調停をやっていると、両親の争いが長期化し、面会交流ができないケースもある。

知人の保護司の話では、非行グループから抜け出すのが難しいと聞いた。世代のギャップも大きいということである。難しい点が多いと思う。

■ 子どもに寄り添うのは実行するとなると難しい。両親がいても放任主義であるとか、見放されていると、こちらが相当なエネルギーを費やし、自分の人生をかけるくらいでやらないと立ち直らない。法律の制度の中でどこまでできるか難しい問題である。

○ 法務省の矯正局に勤務した経験があるが、教官の立場からすると、もう少し早い非行性の進んでいない段階で少年院に入れてほしい、ということが言われている。全寮制の学校のようなものである。

被害者側の家族からすると、犯人が成人でも少年でも同じで、なぜ刑務所に入らないのか割り切れない思いでいる。

■ 結果は重大だが、ちょっとした出来事で起こることもある。少年は可塑性があるので、気長に見れば社会の中で有用な人材になることもある。

○ 保護司の友人がいるが、遠方に入所した少年を訪問したりしてフォローし

ている。ところが、顔などがインターネットで公表されてしまい、更生の妨げになっていることがあるようだ。

- インターネットでは一度載ったものを削除してくれない。実名で名前、住所、写真など載せられて、どうにもならなくなる。二次三次被害が発生している現実もある。

ボランティア活動をしている「少年友の会」という団体があるので、その紹介をしたい。

4 少年友の会の活動についての報告

以下の項目について、別添のスライドに基づいて、その沿革・概要を説明

- (少年友の会) 「少年友の会」は家庭裁判所に協力して、非行のあった少年の社会復帰や健全な育成を援助するボランティア団体ということで、活動の担い手は調停委員である。家事調停委員の間では、少年事件は家事調停の原点であるといわれていた。少年事件は家族関係の調整事件であると東京家裁の裁判官から聞いたことがある。

全国50庁の家庭裁判所に対応して、友の会があり、「少年友の会」「家庭・少年友の会」があるが、「少年友の会」は少年事件に関連したボランティア活動、「家庭・少年友の会」は家事事件も取り入れた活動をしており、地域差はある。

45年前に東京でスタートし、こちらは財政基盤・委員の経験・ノウハウ等、層の厚さがある。山梨は時代の要請とともに平成17年に設立され、まだ発足7年で基盤が整っていないが、甲府家庭裁判所にとって身近なものがすぐに整えられるような、近くのコンビニ感覚になるよう日々努力している。具体的にどのような活動をしているか紹介したい。

(1) 集団型教育的措置

主な活動内容は、地域美化活動、短期補導合宿、交通講習、保護者会、万引き被害を考える講習会である。

地域美化活動は、集団暴走などで社会に迷惑をかけた少年たちが社会奉仕の活動をする中で、新たなスタートのきっかけにしてもらうものである。

短期補導合宿は、2泊3日のキャンプに少年たちと一緒に参加し、保護者会は、一緒に来られた保護者の方とグループディスカッションをする。

交通講習は、交通違反・無免許違反の少年に対し、講習のスタッフとして、受付などを行っている。

(2) 個別型教育的措置

補導委託は、委託先確保について、調停委員の民間人としてのネットワークを利用する。付添人活動は、国選付添人制度の充実として、群馬では、弁護士とペアで活動し法律的な面は弁護士、友の会会員は保護者や少年の心情的な部分をトータルでケアするという活動をしている。

社会奉仕活動は、老人ホームでの奉仕活動、就労支援は、就職先を友の会のネットワークで探して確保するなどである。

(3) その他の活動

学生ボランティアの組織化については、公園の清掃、キャンプで、少年と同世代の大学生に兄弟的立場で関わってもらい更生をはかっている。

補導委託先施設等への援助は、補導委託先への経済的援助、未成年後見・後見監督は、後見監督人となることである。

その他、埼玉では、家事調停事件の当事者で手続費用、交通費を払えない方に、費用を援助する活動をしている。

(4) 「山梨少年友の会」の活動

交通講習は、有免許講習、無免許講習の受付、付添人活動は、父母や身寄りのない少年の保護者の代わりとして付添人として少年審判に立ち会う。万引き被害を考える講習会は、被害に遭っている店舗等の被害体験講話などの講習会の開催に協力し、会員は少年と意見交換をしている。

短期補導委託合宿は、野外キャンプに参加する。社会奉仕活動は、老人

ホームでの話し相手などをして、充実感を味わっている。少年への援助活動は、補導委託先へ行く少年に日用品をそろえてあげる活動を行っている。

少年友の会は、人的には東京では八百数十人、山梨は140人程度と実力差はあるが、甲府の家庭裁判所にとって身近な、いつでも利用できる存在ということで考えている。少年事件も時代とともに推移しているので、家庭裁判所と連絡を密にして年1回意見交換会をしている。

平成25年3月に東京高裁管内少年友の会連絡協議会山梨大会が開催されることが決定している。存在意義がまだ浸透していないのでこれを機会に活動を軌道に乗せて行きたい。皆様にもご協力をいただきたい。

5 意見交換

■ 友の会の活動に係るボランティア保険に入る費用も会で負担していただいております。大変感謝しています。

○ 学生ボランティアとの交流はどのようなものか。

□ (少年友の会) 心理学や社会学を学んでいる大学生に、中学生には家庭教師役として活動してもらっている。また、キャンプ・清掃活動は学生が中心と一緒に汗をかきながらコミュニケーションをはかりながらやっている。大学生に対しては、適性を判断した上で研修を行い、活動に参加してもらっている。

■ 試験観察といってあまり重くない段階の少年なのでうまくいっていると聞いている。

○ このような会があることを初めて知った。よい活動をしているので何らかの方法で予算を取ってもらうのがよいと思う。

○ すばらしい活動だと思うが非行予防という点ではいかがか。

■ 関連組織と一体でできればよいところであるが、裁判所に来る段階になると非行をしていることが前提となる。中学校との連絡協議会等があり情報交換をしているところではあるが、児童相談所、学校や社会一般の指導に任せ

ている状況である。

- 家庭裁判所委員となって少年の更生に携わる調停委員の方々と触れさせていただいて、大人は「青少年を守っている」というアピールをもっとしたほうがよいのではないかと思う。
- 保護者がいない少年については、付添人は弁護士がやっていたが、弁護士と友の会がペアですれば活動範囲が広がる。
- 検察官が扱う少年事件は少ないと思っていたが、決裁等で見てみると結構多いように思われる。自分の心情としては少年事件を減らしたいと思っている。
- (田川首席調査官) 家庭裁判所としても、外部の組織とどのように協力していくかが大きなテーマであり、今後子どもたちの成長にとって意味を持ってくることになる。
- 家庭裁判所でできることは多くはないが、事件を起こさないことが大事であり、中学校との連絡協議会などのように、他の組織にも働きかけていきたい。